# 学校選択制申請状況

小学校	1年生
小 方	1人
大 竹	6人

中学校	1 年生
玖 波	2人
小 方	11人
大 竹	5人

区域外就学

市外に転出した場合でも、

、学期途

とができます。

事課へ問い合わせください。 校選択の申請ができますので総務学 月14日以降) でした。 況は表のとおりです。 なお、 いずれの学校も抽選はありませ の平成30年度新入学予定の申請状 希望校の受入が可能な場合は、学 申請期間満了後(平成29年11 に市外から転入した方

総務学事課 ②92185

指定校変更・区域外就学

問い合わせ

人学したい学校が選べる「学校選択

ます。 校に引き続き就学できる制度があり や市外転出した場合でも保護者の申 し出により、これまで在学していた学 学校選択制のほか、学校区外に転居



指定校変更

題でお悩みの場合でも申請するこ までなど、在学している学校に引き 場合(【例】 大竹小学校区の新町地区 最終学年(小6、中3)であれば卒業 学期途中であれば学期末まで、 から小方小学校区の小方地区へ)、 続き就学できる制度です。 また、 市内で、学校区外に住所を移した いじめなど、 教育上の諸問 また

# 援助制

問い合わせ 総務学事課 ☎992185

経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に 学用品や給食などの費用を援助する制度です。

#### 〈申請受付期間〉

●平成30年度分 1月4日(木)~2月2日(金)

●平成 29 年度分 随時受け付けています。

### 〈対象〉

学できる制度です

年(小6、中3)であれば卒業までな 中であれば学期末まで、また最終学

ど、引き続き在学している学校に就

次の①~⑨のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受給
- ②生活保護が停止、または廃止して1年以内
- ③市民税が非課税または減免、個人事業税が減免、固定 資産税が減免(家屋新築による減額ではありません)
- ④国民年金の掛金が免除
- ⑤国民健康保険料が減免または徴収猶予
- ⑥児童扶養手当を受給(児童手当ではありません)
- (7)生活福祉資金の貸付を受けている
- ⑧雇用保険の失業給付を受けている
- ⑨経済的に就学が困難
- ※ ⑨は、生活保護法に準じて計算した収入認定額が需 要額の1.2倍未満が対象。

## 〈援助費目〉

は、保護者の責任でお願いします。

ただし、

いずれの制度も通学など

学用品費 学習に直接必要なもの

校外活動費 参加するために直接必要な見学料・交通 費など

新入学児童生徒学用品費等 新入学に要するもの 修学旅行費|修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費など 医療費 学校において治療の指示を受けた場合、その 治療に要する医療費

# 学校給食費

一部の費目だけが対象となる場合があります。

#### 〈提出方法〉

申請書に必要事項を記入し、証明書類を添えて総務学 事課または就学(予定)先の小中学校へ提出してください。 申込書は各提出先に備え付けています。

詳しくは市ホームページまたは総務学事課へ。

# 〈入学前支給を実施します〉

新小学1年・新中学1年に支給する**「新入学児童生徒** 学用品費等」は、入学前の3月15日休に支給予定です。

- 2月3日出以降に申請された場合は、入学後の支給 となります。
- 申請受付期間内に証明書類が提出できない場合は、 ご相談ください。